

## 通行者の方へ

この道路は、平成19年2月に川岸地区まちづくり推進協議会が策定した「防災まちづくり推進計画」により、東西の通り抜け道路として、平成27年3月に整備されました。

日常時は、歩行者や自転車のための生活道路として、緊急時や災害時は、避難路や緊急車両の通り抜け道路として使用できます。



緊急時や災害時の緊急車両をのぞき自動車の通り抜けはできません。



バイクは降りて押してください。



道路内の車止めベンチは、災害時にかまどとして使用できます。